

2018年4月18日

各 位

会 社 名 株式会社安川電機
代表者名 代表取締役社長 小笠原 浩
(コード:6506、東証第1部、福証)
問合せ先 広報・IR 部長 林田 歩
(TEL. 03-5402-4564)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年5月29日開催予定の第102回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の活動の現状に即して事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)の一部を変更するものです。
- (2) 業務執行監督機能および経営遂行等のモニタリング機能の強化を図るため、現行定款第19条(定員)について監査等委員である取締役の員数を1名増員し、6名以内とするものです。
- (3) 最適かつ機動的な経営体制の構築を目的として、取締役以外からも役付役員等を選定できることを明確にするため、現行定款第21条(役付取締役および代表取締役)を変更するものです。
- (4) 上記(3)の変更に伴い、株主総会の招集および議長にかかる現行定款第13条(招集)および第14条(議長)を変更し、取締役会が予め定める代表取締役が株主総会を招集し、その議長を務めることとするものです。

2. 変更の内容

別紙のとおりです。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催予定日
2018年5月29日
- (2) 定款変更の効力発生予定日
2018年5月29日

以上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号) 第1条 (条文省略) (目 的) 第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～5 (条文省略) <u>6 不動産の売買、賃貸、管理および仲介</u> <u>7 広告宣伝代理業、損害保険代理業および生命保険募集業</u> <u>8 飲食店の経営</u> <u>9 経営コンサルタント業</u> <u>10 労働者派遣業</u> <u>11 警備業</u> <u>12 貸金業</u> <u>13 有料職業紹介業</u> 14 発電および売電に関する事業 15 前各号の事業に関係ある他の一切の事業 ② (条文省略) 第3条～第12条 (条文省略) (招 集) 第13条 (条文省略) ② 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議にもとづき、取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集する。<u>取締役会長および取締役社長いずれも事故があるときは、他の取締役がこれを招集する。</u></p>	<p>(商 号) 第1条 (現行どおり) (目 的) 第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～5 (現行どおり) 6～13 (削除) <u>6 発電および売電に関する事業</u> <u>7 前各号の事業に関係ある他の一切の事業</u> ② (現行どおり) 第3条～第12条 (現行どおり) (招 集) 第13条 (現行どおり) ② 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会において予め定めた代表取締役がこれを招集する。当該代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</u></p>

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議 長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>② <u>取締役会長および取締役社長</u>いずれも事故があるときは、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第15条～第18条 (条文省略)</p> <p>(定 員)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>② 本会社の監査等委員である取締役は、<u>5名</u>以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(<u>役付取締役</u>および<u>代表取締役</u>)</p> <p>第21条 取締役会の決議により、<u>取締役会長</u>および<u>取締役社長</u>各1名、<u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役</u>および<u>常務取締役</u>各若干名を選定することができる。</p> <p>② 取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>第22条～第37条 (条文省略)</p>	<p>(議 長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、<u>取締役会において予め定めた代表取締役</u>がこれに当たる。</p> <p>② <u>前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により</u>他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第15条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(定 員)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>② 本会社の監査等委員である取締役は、<u>6名</u>以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(<u>代表取締役</u>および<u>役付役員等</u>)</p> <p>第21条 取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、会長および社長各1名、副社長、専務および常務各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条～第37条 (現行どおり)</p>

以上